

事業主各位

東京都報道事業健康保険組合
理 事 長 林 恭 一

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定に係る収入要件について

当組合の事業運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

健康保険における被扶養者の認定に係る収入要件は、これまで 130 万円未満(60 歳以上又は障害厚生年金の受給要件を満たす方の場合 180 万円未満)として取扱いを行ってきました。

しかしながら、令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の方への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことから、令和 7 年 7 月 4 日付厚生労働省保険局長通知(保発第 0704 第 2 号)「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」が発出され、その取扱いが一部改正となりました。

つきましては、当該通知に基づき、今後の取扱いを下記・別添のとおりお知らせいたしますので、ご対応方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 収入要件

(改正前)

	認定対象者の年齢等	年間収入額
1	60 歳未満の方(障害厚生年金の受給要件を満たす方を除く)	130 万円未満
2	60 歳以上又は障害厚生年金の受給要件を満たす方	180 万円未満

(改正後)

	認定対象者の年齢等	年間収入額
1	19 歳未満及び 23 歳以上の方、被保険者の配偶者 (60 歳以上又は障害厚生年金の受給要件を満たす方は除く)	130 万円未満
2	19 歳以上 23 歳未満の方(被保険者の配偶者は除く)	150 万円未満
3	60 歳以上又は障害厚生年金の受給要件を満たす方	180 万円未満

※なお、認定対象者の年間収入額に係る認定要件以外の取扱いは変更ありません。

(裏面に続く)

2. 取扱いに係る Q & A

別添「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者の認定に係る収入要件」に関する Q & A のとおり

3. 適用開始日

令和 7 年 10 月 1 日

以 上

【問合せ先】

東京都報道事業健康保険組合

業務部適用課（電話 03-6264-0133）

「19歳以上23歳未満の被扶養者の認定に係る収入要件」に関するQ & A

Q 1 被扶養者の収入要件の取扱い変更にあたっては、「19歳以上23歳未満の被扶養者」(配偶者は除く)を対象としているが、学生であるか否かも要件に含まれているのか。

A 学生であるか否かの要件は求めている。あくまでも、年齢によって判断されたい。

Q 2 年齢要件(19歳以上23歳未満)については、いつの時点で判断するのか。

A その年の12月31日現在の年齢となります。

(例) 令和N年11月に誕生日を迎え19歳となる方が、令和N年10月1日に被扶養者の認定を申請した場合の収入要件は150万円となります。

【注意】

年齢計算は民法の期間に関する規定を準用するため、誕生日の前日において加算されることから、誕生日が1月1日である方は12月31日において年齢が加算されます。

【参考】

- ・ N-1年(18歳を迎える年)の年間収入要件：130万円未満
- ・ N年～N+3年の期間(19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年)の年間収入要件：150万円未満
- ・ N+4年(23歳の誕生日を迎える年)以降、60歳に到達するまでの間の年間収入要件：130万円未満

18歳 ▼	19歳 ▼	20歳 ▼	21歳 ▼	22歳 ▼	23歳 ▼
N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
130万円未満	150万円未満				130万円未満

Q 3 令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前に遡って認定する場合の19歳以上23歳未満の被扶養者の認定対象者の年間収入の要件は130万円未満ということでよいのか。

A お見込みのとおり。

【問合せ先】

東京都報道事業健康保険組合
業務部適用課 (電話03-6264-0133)